

富山県住宅省エネ改修推進モデル事業 Q&A

令和5年9月11日 更新

Q 1 省エネ改修工事に着手した後に交付申請することはできますか。

A 1 できません。省エネ改修工事の契約及び着工の前に交付申請をして交付決定通知を受ける必要があります。

Q 2 交付申請は契約前にしなければならないのですか。

A 2 交付申請をして交付決定通知を受けた後に契約してください。

Q 3 省エネ改修工事が令和6年4月以降に完了する見込みですが、補助の対象となりますか。

A 3 補助の対象となりません。令和6年3月15日までに補助対象の事業を完了し、実績報告書を県に提出する必要があります。

Q 4 エコキュートを設置するのですが、補助の対象となりますか。

A 4 エコキュートの設置のみでは補助の対象となりません。設備の効率化に係る工事は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事と併せて行う場合のみ補助の対象となります。
なお、設備の効率化に係る工事に要する経費として補助対象経費に計上できる額は、開口部、躯体等の断熱化に係る工事に要する経費の額を上限とします。たとえば、開口部、躯体等の断熱化に係る工事に要する経費が50万円、設備の効率化に係る工事に要する経費が60万円の場、設備の効率化に係る工事に要する経費のうち50万円分を補助対象経費とします。

Q 5 省エネ診断や省エネ設計のみでは補助の対象となりますか。

A 5 補助の対象となりません。省エネ診断と省エネ設計は、省エネ改修工事と併せて行う場合のみ補助の対象となります。

Q 6 新築、増築、建て替えは補助の対象となりますか。

A 6 いずれも補助の対象となりません。

Q 7 すでに省エネ基準を満たしている住宅は、補助の対象となりますか。

A 7 改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能がある住宅の場合は、ZEH水準への改修を行うものが補助の対象となります。なお、改修前の状態でZEH水準を満たす省エネ性能がある住宅は補助の対象となりません。

Q 8 ほかの補助金と併用はできますか。

A 8 国、県、市町村等が実施する補助制度との併用は原則できません。たとえば、国土交通省が実施することもエコすまい支援事業や住宅エコリフォーム推進事業の補助金と本補助金を二重で受け取ることはできません。

Q 9 以前この補助金を利用して省エネ改修工事をしたのですが、もう一度補助を受けることはできますか。

A 9 できません。同一の住宅に対して行う補助は、1回までとなっております。

Q 10 部分改修の場合、複数の開口部の改修が必須ですが、たとえば一つの窓枠で囲われた部分における複数枚のガラス交換は「複数の開口部」に該当しますか。

A 10 該当しません。一つの窓枠で囲まれた部分で一か所とお考えください。

Q 11 交付申請の際に添付する省エネ改修工事に係る見積書は、補助対象外の工事を含んだものでもよいですか。

A 11 補助対象の工事のみ記載されている見積書を作成いただくのが望ましいですが、難しい場合は補助対象となる工事の費用の内訳がわかるように記載してください。

Q 12 提出書類一覧の「その他、必要に応じて知事が指定する書類」とは何ですか。

A 12 交付申請、変更承認申請、実績報告時に特に提出いただくものではありませんが、申請書等を提出いただいた後、審査の際に確認すべきことが生じた場合に追加で書類の提出を求めることがあります。

Q 13 申請書の提出は郵送でもよいですか。

A 13 申請書、実績報告書は持参又は郵送にて受け付けております。なお、FAXでは受け付けておりません。

【申請、報告の送付先】

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県土木部建築住宅課住みよいまちづくり班

Q14 補助対象経費に消費税を含めてよいですか。

A14 申請者が課税事業者の場合であって、補助対象事業に係る消費税の仕入税額控除の適用を受けるときは、次のように交付申請額を算出してください。

- (1) 交付申請の段階で消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当分のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額）が明らかになる場合

消費税仕入控除税額を除いて交付申請額を算出してください。

- (2) 実績報告の段階で消費税仕入控除税額が明らかになる場合

交付申請時には消費税仕入控除税額の見込額を除いて交付申請額を算出し、実績報告時には確定した消費税仕入控除税額を除いて補助金額を算出してください。

- (3) 実績報告後に消費税仕入控除税額が明らかになる場合

交付申請時及び実績報告時には消費税仕入控除税額を含めて交付申請額及び補助金額を算出し、消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還してください。

それ以外の場合（申請者が事業者でない個人の場合など）は、補助対象経費に消費税を含めることができます。